

奈良県司法書士会研修規則

奈良県司法書士会研修規則

(総則)

第1条

この規則は、奈良県司法書士会会則第77条第2項の規定に基づき、本会が実施する会員及び補助者にたいして行う研修について必要な事項を定める。

(研修の内容)

第2条

研修は司法書士の使命及び職責の重要性に鑑み、会員の業務遂行と補助者の資質向上につき必要とする事項について行う。

(参加義務等)

第3条

この規則にもとづく研修が行われたときは、会員はこれに参加するよう努めなければならない。

2 会員は、本会が行う補助者研修会に、補助者を出席させるように努めなければならない。

(研修の区分)

第4条

研修は次の区分により行う。

- (1) 会員研修
- (2) 新人研修
- (3) 補助者研修

(担当)

第5条

この規則にもとづく研修は、企画部がこれを担当する。

(会員研修)

第6条

会員研修は、会員が品位を保持し業務に関する法令及び業務に精通するために必要な倫理、法令及び実務に関する事項につき行う。

(新人研修)

第7条

新人研修は新たに本会に入会した者に対して、司法書士たるにふさわしい識見を備えるのに必要な事項につき行う。

(補助者研修)

第8条

補助者研修は補助者に対して会員の適正かつ円滑な業務遂行に資するため、業務に必要な知識及び実務並びに倫理に関する事項につき行う。

(受講料の徴収)

第9条

奈良県司法書士会は、本会が実施する研修を受講するものから必要に応じて受講料を徴収することができる。

(規程への委任)

第10条

研修に必要な事項で本規則に定めのないものは、規程により定めることができる。

(規則の改廃)

第11条

この規則の改廃は、総会の議決を経なければならない。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。